

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議案	岩城 光英君 外14名	25. 2. 14			25. 2. 15 可決	
2	第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議案	鈴木 寛君 外 9 名	25. 3. 4			25. 3. 5 可決	
3	環境委員長川口順子君解任決議案	松井 孝治君 外10名	25. 5. 7			25. 5. 9 可決	
4	議長不信任決議案	中曽根 弘文君 外 6 名	25. 6. 21			25. 6. 26 否決	
5	内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案	森 ゆうこ君 外 2 名	25. 6. 25			25. 6. 26 可決	

可決したもの

平成25年 2 月15日

北朝鮮による三度目の核実験に対する抗議決議

去る 2 月12日、北朝鮮は、一連の国連決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言を無視し、国際社会が再三にわたり、強く自制を求めていたにもかかわらず、実に 3 回目となる核実験を強行した。

これは明らかに国連安保理決議違反であり、国際社会に対する挑発行動である。

国連安保理は、本年 1 月22日、昨年12月12日に事実上の弾道ミサイル発射を行った北朝鮮に対し、決議1718号及び1874号の遵守や全ての核兵器・核計画放棄を求め、更なる弾道ミサイル発射や核実験の場合には安保理が重要な行動をとる決意を表明すること等を内容とする決議2087号を採択するなど、懸念を表明していた。

今般の核実験は、国際社会に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国の我が国として断じて容認

できない暴挙である。

本院は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて嚴重に抗議するとともに、北朝鮮が、速やかに全ての核を放棄することを強く要求する。

また、北朝鮮による核・弾道ミサイルの開発は、北東アジアのみならず国際社会の平和と安定を脅かす重大な行為であり、看過できない。

加えて、北朝鮮は、我が国と平成20年8月に合意した拉致に関する調査を全く実施せず、今なお不誠実な対応を続けている。

政府は、国連安保理決議による「重要な行動をとる」との決意表明を踏まえ、リーダーシップを発揮し国連安保理理事国に対し行動を促すべきである。さらに政府は米国、韓国をはじめ、中国、ロシアなど国際社会と連携し、引き続き対話による努力と北朝鮮に対する新たな制裁を含め断固かつ実効性のある制裁措置を実施することを通じて、北朝鮮による拉致・核・ミサイル問題等の早急な解決に向け、総力を挙げて対処すべきである。

右決議する。

平成25年3月5日

第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会に関する決議

オリンピック夏季競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、ロンドン・オリンピック・パラリンピックに見られるよう、国民に夢と希望を与えるものである。また、東日本大震災からの復興を世界に示すものであり、本年9月に開催地が決定される第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、政府、国会が一体となって取り組むべきである。

右決議する。

平成25年5月9日

環境委員長川口順子君解任決議

本院は、環境委員長川口順子君を委員長の職より解任する。

右決議する。

理 由

国会開会中の国会議員の海外渡航は議院運営委員会理事会の事前了承を経なければならない。さらに、常任委員会および特別委員会の委員長は、国会開会中の海外渡航は原則として認められていない。環境委員長川口順子君は、議院運営委員長の調整のもと、4月23日から24日までとして、例外的に中国への渡航を認められたものである。

そのうえで、川口君は、4月22日に緊急に理事懇談会を招集し、自らの責任において25日の委員会開会の日程を決定した。それにもかかわらず、参議院および議院運営委員会の同意を得ないまま、帰国を延期したことで、すでに設定されていた委員会が取り止めとなってしまった。これは委員長としての職責を自ら放棄したことも同然であり、断じて容認することはできない。このような、信義違反、ルール違反を行う者は、公平・公正な委員会運営を預かる委員長として不適格であると言わざるを得ず、国民から負託を受けた参議院の見識が問われるもので、看過すべきではない。

本来ならば、川口君自らが自身の責任を十分に自覚したうえで、自らその職を辞すべきであるが、川口君には、そのような真摯な姿勢は微塵もない。

よって環境委員長川口順子君の解任決議案を提出するものである。

平成25年 6 月26日

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議

本院は、内閣総理大臣安倍晋三君を問責する。

右決議する。

理 由

安倍内閣は、参議院規則第38条第2項に則り正式な手続きを経て開催された参議院予算委員会の出席要求を拒否し、6月24日、25日の両日に渡って同委員会を欠席した。これは、国務大臣の国会への出席義務を規定した日本国憲法第63条に違反する許しがたい暴挙である。

安倍内閣は出席拒否の理由として、平田健二参議院議長の不信任決議案が提出されたことをあげているが、会期末で日程が制約される中でおよそ正当性のない不信任決議案で国会審議を遅延させ、更には同案の処理を先延ばしにしているのは他ならぬ与党であり、また同案採決の条件として予算委員会の開催をしないことを条件にしていることから、予算委員会の開催を妨害していることは明白である。

安倍内閣は質疑通告さえも拒否したばかりではなく、正式に文書で予算委員長が出席要求したところ、署名のないメモで出席拒否する旨回答した。国権の最高機関である国会をこのように愚弄する行為は前代未聞であり、議会制民主主義を根底から揺るがすものである。

憲法に違反して国民主権を蔑ろにし、我が国の立憲主義をも踏みにじろうとする安倍晋三内閣総理大臣の責任は極めて重大である。よってここに、安倍晋三内閣総理大臣の問責決議案を提出する。